

第5次南牧村特定事業主行動計画

南 牧 村
南 牧 村 議 会
南 牧 村 教 育 委 員 会

目 次

はじめに	1
I 計画期間	2
II 計画の推進体制	
1 基本的な推進体制	2
2 職場内における推進体制	2
III 具体的な内容	
1 職員の勤務環境に関するもの	
(1) 妊娠中及び出産後における配慮	2
(2) 子どもの出産時における父親の休暇の取得の推進	2
(3) 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業を取得しやすい環境の整備等	3
(4) 時間外勤務の縮減	3
(5) 事務の簡素・合理化の推進	4
(6) 休暇の取得の推進	
ア 年次休暇の取得の推進	4
イ 連続休暇等の取得の推進	4
ウ 子の看護のための特別休暇の取得の推進	4
IV 次世代育成支援対策に関する事項	
1 子育てバリアフリー	5
2 子ども・子育てに関する地域貢献活動	5
3 子どもの体験活動等の支援	5
4 子供を交通事故から守る活動の実施や支援	5
5 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備	5
V 女性の活躍推進に向けた取り組みに関する事項	
1 女性の活躍に関する状況の把握と課題	5
2 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取り組み	6
3 働き方の改革について	7
4 ハラスメント対策について	7

はじめに

次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）」が制定され、さらに平成26年4月には「次世代法」の有効期限を令和7年3月31日まで延長する一部改正も行われ、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進が図られてきました。

本村においては、「次世代法」に基づく特定事業主行動計画を平成17年3月に策定し、育児と仕事の両立支援などの取組を進めてきました。

また一方で、平成27年9月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）が施行され、女性の職業生活において十分に能力を發揮し、活躍ができる環境を整備することが義務付けられました。次世代育成支援を進めるにあっても、女性の職業生活における活躍の推進は非常に関わりが深く重要となっています。

平成28年にこれらを一体的に策定したところですが、令和6年度をもって計画期間が終了となることから、次期計画を策定しました。なお、本計画は、南牧村職員が仕事と生活の調和ができるよう支援していくためのものであり、職員が生活を犠牲にすることなく意欲的に仕事を行うことで、村民サービスのより一層の向上にも資することとなるものと期待するものです。

引き続き、女性活躍と子育て支援の取組を効果的に進め、より良い職場環境の整備と職員が働きやすい職場を目指します。

I 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を計画期間とします。

II 計画の推進体制

1 基本的な推進体制

- ① 次世代育成支援対策、女性職員活躍推進に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施します。
- ② 女性職員が自ら持つ個性と能力を十分に発揮できるような職場環境の整備促進を図ります。
- ③ 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底します。
- ④ 本計画の実施状況については、年度毎に分析し、把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図ります。

2 職場内における推進体制

行動計画の実施に当たっては、職場内において、職員一人ひとりが計画の内容を自らのこととして捉え、日頃から円滑なコミュニケーションを図りながら、子育て中の職員もこれをサポートする周囲の職員もお互いに支え合う関係にあるという意識を醸成し、具体的な取組を進めていきます。

III 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について、今後も周知徹底を図ります。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図ります。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行います。
- ④ 妊娠中の職員に対しては、超過勤務を原則として命じないこととします。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の推進

令和5年度 男性の配偶者出産休暇・育児参加休暇取得率・取得期間			
配偶者出産休暇取得率	配偶者出産休暇取得期間	育児参加休暇取得率	育児参加休暇取得期間
100%(対象者2人)	4日(対象者2人)	0%(対象者2人)	0日(対象者2人)

- ① 子どもの出産時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得推進について、職員に対し周知を図ります。
- ② 連続休暇を取得できるように、必要に応じて職場の中での臨時の応援態勢を作り、連続休暇を取得するよう奨励します。

◎ これらの取組により、配偶者出産休暇取得率100%を維持し、育児参加休暇取得率100%を目指します。

(3) 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業を取得しやすい環境の整備等

令和5年度 男女別育児休暇取得率・平均取得期間			
男性 育児休業 取得率	男性 育児休業 平均取得期間	女性 育児休業 取得率	女性 育児休業 平均取得期間
50.0%(対象者2人)	31日(対象者2人)	-(対象者0人)	-(対象者0人)

- ① 育児休業等の取得を申し出た職員の業務内容の見直しを行うなど、取得しやすい環境の整備を図ります。
 - ② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行い、育児休業等の取得の申出があった場合、当該部署において業務分担の見直しを行い、育児休業等を取得しやすい雰囲気を醸成します。
 - ③ 子育てには男性の分担が不可欠であることから、男性職員が育児休業、育児短時間勤務及び部分休業を取得しやすい環境作りに努めるとともに意識改革を促します。特に、産後休暇期間中においては育児に係る夫の分担が不可欠であり、男性職員が積極的に育児休業等を取得し、育児に参加することとします。
 - ④ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰を支援するため、育児休業中の職員に対して、各種情報を提供することにより、休業期間中の情報提供の充実及び休業期間終了後における業務推進の円滑化を図ります。
 - ⑤ 育児休業及び育児短時間勤務を実際に取得した職員の体験談やメリットの情報提供を行い、育児休業等の取得を希望する職員の不安の軽減を図ります。
 - ⑥ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰のために、復帰後の職場研修や各種研修に参加しやすい環境を整えます。
 - ⑦ 部局内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、適切な代替要員の確保を図ります。
 - ⑧ 子育てを行う女性職員が、仕事と家庭生活を両立しながら、更に活躍できるよう環境整備を進めます。
- ◎ これらの取組により、育児休暇取得率の男性30%、女性100%の維持を目指します。

(4) 時間外勤務の縮減

【男女別による時間外勤務の状況（1カ月平均）】

区分 \ 年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性職員平均	4時間59分	1時間21分	2時間08分	2時間58分
女性職員平均	1時間51分	1時間34分	4時間46分	1時間39分
職員平均	3時間46分	1時間27分	3時間18分	2時間27分

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知徹底を図ります。

- ② 定時退庁は大原則であることを再認識させ、管理職員を始めとする職員全体で更に認識を深めるとともに、安易に時間外勤務が行われることのないよう意識啓発等の取組を行います。また、定時退庁ができない職員が多い係を人事担当が把握し、管理職員へのヒアリングを行います。

◎ これらの取組により、**職員の意識改革、時間外勤務の抑制に努めます。**

(5) 事務の簡素・合理化の推進

- ① 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施するものとし、併せて既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止します。

(6) 休暇の取得の推進

ア 年次休暇の取得の推進

- ① 年次休暇は、心身のリフレッシュに役立ち、その結果公務能率の向上に資するものであるという意識を周知徹底するため、所属内の会議等の機会を通じて職員一人ひとりの意識啓発を図ります。また、管理職員は、職員が年次休暇を取得しやすいよう、自ら率先して取得することとします。
- ② 管理職員は、職員の年次休暇の取得状況を把握し、計画的な年次休暇の取得を徹底させるよう努めます。
- ③ 人事担当は、年次有給休暇の取得状況の確認を行い、取得率が低い部署の管理職からヒアリングを行います。
- ④ 各部局の業務計画を策定・周知することにより、職員の計画的な年次休暇の取得推進を図ります。
- ⑤ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備します。

イ 連続休暇の取得の推進

- ① 月・金と休日を組み合わせる「ハッピーマンデー」、
「ハッピーフライデー」の推進を図ります。
- ② 国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇、学校行事への参加等のための年次休暇の取得推進を図ります。
- ③ ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行います。

ウ 子の看護のための特別休暇の取得の推進

- ① 子の看護のための特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員全てが取得できる環境づくりを進めます。

◎ これらの取組により、**年次有給休暇の平均年間取得日数を14日目指します。**

IV 次世代育成支援対策に関する事項

1 子育てバリアフリー

子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進します。

2 子ども・子育てに関する地域貢献活動

地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援等を行う団体等について、その活動への職員の積極的な参加を支援します。

3 子どもの体験活動等の支援

子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、子どもが参加する地域の行事・活動に庁舎内施設やその敷地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として職員の積極的な参加を支援すること等に取り組みます。

4 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を支援するとともに、公務に関し自動車の運転を行う者に対する交通安全教育等の交通安全に必要な措置を実施します。

5 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等への職員の積極的な参加を支援します。

V 女性の活躍推進に向けた取り組みに関する事項

1 女性の活躍に関する状況の把握と課題

【在職者に占める女性職員の割合・女性管理職の比率・女性職員採用比率】

区分	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	平均値
女性職員比率	44.0%	42.0%	43.8%	40.9%	42.7%
女性管理職比率	44.4%	41.2%	47.4%	43.8%	44.2%
女性採用比率	—	0.0%	—	0.0%	100.0%

① 女性採用の拡大と目標

本村の過去4年間の職員採用状況は令和3年度に1人、令和5年度に1人で、女性の採用は0人となっています。今後は意欲と能力のある人物本位の選考により有為な女性の採用に努めます。また、知識・経験を蓄積した女性の出産・育児等による離職を防ぐため、継続雇用を促進することにより、優秀な人材の確保に取り組みます。

② 女性の管理職員を増やす取り組みと目標

本村の女性管理職員の割合は約4割と比率が上昇しており、平成20年度より育児休業復帰後100%勤務した期間として昇給が行われるようになったことに伴い、勤続年数については男女差が逆転し、女性職員の管理職員比率も年々高くなっています。また、多様化する住民ニーズに対応していくには、政策の立案、決定において女性の視点を反映することは重要です。女性職員の積極的な登用を図るため、職員の意欲と能力の把握に努めるとともに、その能力を十分発揮できるよう適材適所の人事配置に努め、女性職員の職域の拡大と幅広い職務を経験できるよう配慮します。その他、各種研修会等への積極的参加を促すなど、女性リーダーのキャリアアップを支援します。

③ 男女の継続勤務年数の差異と各役職段階に占める女性職員の割合

【令和5年4月1日現在における継続勤務年数の差異】

男性平均	21年4カ月	2年5か月
女性平均	23年9カ月	

男性職員数が約6割を占めているものの、勤続年数については男女差が逆転し、女性職員が2年5か月長い数値となっております。今後さらなる女性職員の採用に努め、職員数の男女差を減少できるよう努めます。

【令和5年4月1日現在における各役職に占める女性職員の割合】

役職名	部長	課局長	主幹	係長	主査	主任主事	主事
女性職員比率	33.3%	50.0%	40.0%	54.5%	16.7%	20.0%	50.0%

各役職段階における女性職員の割合は、課局長、係長、主事において5割以上を占めており高い数値となっております。部長の女性職員比率も3割となっており、課局長についても半数が女性職員となっております、今後も更なる登用を予定していきます。

◎ これらの取組により、女性採用比率50%、女性管理職比率50%を目指します。

2 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取り組み

① 子育てを行う職員の人事配慮について

子育てを行う職員には、本人の意向を確認し、できる限り家庭生活に支障のないよう人事異動等の配慮を行います。

② 男性職員の家庭生活参加への推進について

家事や育児、家族の介護等の家庭責任の多くを女性が担っているのが現状であり、男性の家事や育児等への積極的参加は、女性職員の活躍推進のためにも不可欠です。さらに、男性が家事や育児等を経験することは、マネジメント能力の向上や多様な価値観の醸成を通じ職務における視野を広げるなど、男性自身のキャリア形成にとっても有用なものと考えられます。そのためにも、男性職員の家庭

生活への積極的な参加促進を周知するとともに、全職員に対しても意識啓発の取り組みを進めていきます。

3 働き方の改革について

時間外勤務を前提とした働き方は、女性職員が家事・育児等の家庭生活を営みつつ、職場で評価され活躍することを困難にするものであり、家庭か仕事の二者択一を迫る原因となりうることもあります。また、共働き世帯等の増加により今後、男性の家事・育児への参加が重要視されると考えられます。職員全体が「長時間労働」から短時間で成果をあげる「生産性の高い働き方」へと働き方を転換することにより、職員全体の「真のワーク・ライフ・バランス」を実現することが大切です。職員全体で協力し定時退庁に心掛け、家庭生活への参加を増やすとともに余暇の充実を図り、豊かな生活を過ごすことができるよう、働きやすい職場の実現を目指します。

4 ハラスメント対策について

職員が安心して職務に専念できるよう、パワハラ、セクハラ、マタハラ等、あらゆるハラスメントを防止や排除をし、ハラスメントのない職場づくりに努めます。また、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切に対応していき、働きやすい職場環境の確保を図ります。